

措置結果通知書（令和4年度定期監査及び行政監査）

No.	報告提出日	監査等の名称	区分	部署名	指摘事項の名称	公表した指摘事項	判断	指摘事項に基づく措置の状況
3	R4.12.8	定期監査 及び行政 監査	指摘	総務部人事課，財 政部市民税課，市 民生活部市民課， 市民生活部市民課 柏駅前行政サー ビスセンター，市民 生活部消費生活セ ンター，市民生活 部保険年金課，保 健福祉部医療公社 管理課，保健所保 健予防課，保健所 健康増進課，こども 子育て支援 課，こども部保育 運営課，環境部北 部クリーンセン ター，都市部公園 緑地課，都市部中 心市街地整備課， 土木部交通政策 課，消防局消防職 員課，教育委員会 生涯学習部生涯学 習課，教育委員会 生涯学習部生涯学 習課中央公民館， 教育委員会生涯学 習部図書館，教育 委員会学校教育部 教育施設課	(3) 公金の支出 に適正を欠くもの ア 週休日及び 休日勤務におけ る休憩時間管理 の不備について	本件は，週休日及び休日勤務における休憩時間の管理に不備が生じていた事案である。 本監査において，所属長が所属職員に週休日及び休日に勤務を命じた際に，労働基準法第34条及び柏市職員勤務時間条例第3条に規定する休憩時間を正しく付与しているかを調査したところ，週休日及び休日において6時間を超える勤務を行っているが勤務時間に応じて与えるべき休憩時間を取得していない事案が複数あった。 そのため，該当部署に確認したところ，休憩時間を取得していたものの，勤務管理システム（以下「システム」という。）への休憩時間の入力を失念したことにより休日勤務手当等が過払いとなっていたことが報告されたものである。 市では，市独自のシステムにより，休日勤務等を管理し，その内容を休日勤務手当等に反映している。 具体的には，所属長は所属職員に対し週休日及び休日に勤務を命じるに当たり，6時間を超える勤務が見込まれる場合は45分以上，8時間を超える勤務が見込まれる場合は60分以上の休憩時間を設けた上で休日勤務等を命令し，勤務終了後に所属職員が実際に勤務した開始時刻，終了時刻及び休憩時間をシステムに入力して報告し，所属長までの決裁を受けるものである。 しかしながら，本事案は休日勤務等を行った職員が必要な休憩を取得したもののシステムへの入力を失念し，また休憩の報告がないことに所属長を始めとする決裁に関わった職員が誰も気付かず，結果として休日勤務手当等の過払いという事案が発生した。このことは，当該職員の不注意のみならず，所属長を始めとする決裁に関わる者の勤務管理に関する認識の欠如及び休日勤務等における実績の確認が不十分であったと言わざるを得ない。 なお，週休日及び休日勤務における休憩時間については，上記指摘事項以外にも不適切な取扱いが確認されたところである（「【注意事項】(7) 週休日及び休日に6時間を超える勤務を命令していたにもかかわらず，所属長が規定の休憩時間を与えずに勤務させていたもの」参照）。 本指摘対象部署においては，再発防止に向け，所属長は柏市職員勤務規程について所属内の職員に周知するとともに，同規程に基づく休日勤務等の命令においては，その必要性に十分注意を払い，それでも必要であれば職員の勤務時間に応じた休憩の取得について配慮されたい。 また，今回の調査の結果，全庁的に特定の職員に時間外勤務等の時間数が偏る傾向が見られた。総務部人事課においては，各部署に対し，改めて労働基準法等の趣旨を浸透させるとともに，職員の健康に十分配慮するという観点からも各業務の必要性や実施内容の精査，作業手順や業務配分の見直しを行うことで，そもそも時間外勤務等が極力発生しない適正な職場環境の整備が進むよう各部署とともに取り組まされたい。 なお，今回の事案における休憩時間の入力漏れは，システムの改修等で容易に防止可能なものであり，システムの所管部署である人事課において速やかに対応されたい。	【令和5年3月2日公表】 (財政部市民税課) 課内周知を行い，担当職員の認識の統一を図った。また，万が一担当からの決裁に誤りがあっても，決裁に関わった職員が誤りに気付けるよう徹底した。（市民生活部市民課，同市民課柏駅前行政サービスセンター，同消費生活センター） 市民生活部内掲示板で部としての注意喚起周知が行われた。 人事課からの全庁掲示板令和4年12月13日付「休日等の勤務における休憩時間の確保について」を所属課員に周知を行った。 「週休日や祝日の勤務を命令する際に，決裁権者が総勤務時間が6時間超，8時間超の場合に休憩時間が入力されているかを確認する。」このことについて，所属長から改めて決裁ラインの職員に周知し，互いに声掛けを行いながら決裁を行っている。また，休日時間外勤務後にやむを得ず休憩時間が取れない旨の報告があった場合は，状況を確認し同じような状況とならないよう人員体制の調整を行う。（市民生活部保険年金課） 9月21日付け監査事務局からの他課メール「【重要】週休日及び休日勤務における休憩時間の設定状況の調査結果について」における指摘を受け，翌22日，LINK内の当該掲示板により，服務に関する周知を行った。 また，市民生活部内掲示板で部としての注意喚起周知が行われた。 人事課からの全庁掲示板令和4年12月13日付「休日等の勤務における休憩時間の確保について」を所属課員に周知を行った。 「週休日や祝日の勤務を命令する際に，決裁権者が総勤務時間が6時間超，8時間超の場合に休憩時間が入力されているかを確認する。」このことについて，所属長から改めて決裁ラインの職員に周知し，互いに声掛けを行いながら決裁を行っている。また，休日時間外勤務後にやむを得ず休憩時間が取れない旨の報告があった場合は，状況を確認し同じような状況とならないよう人員体制の調整を行う。（保健福祉部医療公社管理課） 再発防止に向け，柏市職員勤務規程について所属内の職員に周知し，共通認識を図った。また，休日勤務等の命令の際は，休憩を適切に取得するよう勤務管理システムの決裁でのチェックを徹底していく。（保健所保健予防課） 週休日及び休日に勤務を命じるに当たり，6時間を超える勤務が見込まれる場合は45分以上，8時間を超える勤務が見込まれる場合は60分以上の休憩時間を設けた上で休日勤務等を命令しなければならぬことについて，担当リーダー，管理職においては，課内会議で共通認識を持ち，システムで入力された内容に，漏れや誤りがないことを，今以上に慎重に確認することとした。 また，勤務終了後に所属職員が実際に勤務した開始時刻，終了時刻及び休憩時間をシステムに入力して報告される際においては，入力漏れや入力誤りがないことを，担当リーダー・管理職において慎重に確認することに加え，担当者においても，担当ごとに朝礼や課内会議を通じて，共通認識をもった。（保健所健康増進課） 改めて6時間超勤務における休憩時間の確保と，勤務管理システムへの入力漏れの防止を徹底することを課内職員間に再周知した。 併せて，決裁関係者の間でも申請・実績報告の各段階で休憩時間のシステムへの入力状況をこれまで以上に注意を払って確認することとした。（こども子育て支援課） システムへの入力時・決裁時に，特に休憩時間について複数人による確認を徹底する。（こども部保育運営課） 課内全職員に対し，週休日及び休日勤務における休憩時間の取得及びシステム入力，決裁時の確認の徹底について注意喚起を行った。 また，園所属員に対しても園長会議において注意喚起を行った。（環境部北部クリーンセンター） 今回の指摘を受け，再発防止のため，全職員への周知の徹底と，決裁時の確認の徹底を図った。 さらに，月の時間外の締め時に時間外集計表を全職員に供覧し，チェックする体制とした。（都市部公園緑地課） 課内で，本事案を共有するとともに，法令や規則などに基づいた事務処理や事務手続きの確認により，再発防止を図っていくことを周知した。 今後は，適切な事務処理に努める。（都市部中心市街地整備課） 課員全員に対し，本事案の内容を共有し，その上で，法や条例に関する再確認，システム入力の再確認など再発防止を図った。今後は，適切な事務処理に努める。（土木部交通政策課） 勤務管理マニュアルを課内で供覧し，時間外勤務の入力について再度周知を図った。 また，時間外勤務の決裁ラインとなる職員に対し，決裁時の勤務予定時間，休憩時間の入力状況の確認方法を再周知した。（消防局消防職員課） 定期監査の結果，指摘のあったことについて，消防局長から各所属長あてに「休日等の勤務における休憩時間の確保等について」の通知を発出し，消防職員全体に周知徹底を図った。 添付資料として，「【ポイント】週休日及び休日勤務等における休憩時間について」を作成し，災害対応による場合や行事・イベント等による場合の取り扱いを明確にした。（教育委員会生涯学習部生涯学習課） 週休日及び休日勤務における休憩時間の確保及び休日勤務命令簿で承認を受ける時点における予定時間の入力の徹底について課内職員に対して改めて周知し確認を行った。 担当リーダー，統括リーダー，課長は休日勤務命令簿の承認をする際に，休憩予定時間の入力を確認し，休憩予定時間入力がされていない場合は，その理由を確認した上で承認することについて，確認し相互確認を行っている。（教育委員会生涯学習部生涯学習課中央公民館） 決裁ラインに関わる全員が勤務管理に関する知識が欠如していたことと，休日勤務の実績確認不足から起きた案件である。 決裁における意識や責任を再確認した上で，労働基準法や関係条例の理解を各自深め，再発防止に向け，1.柏市職員勤務規程について所属内職員に周知し，2.同規程に基づく休日勤務等の命令においては，その必要性を十分注意を払い，3.決裁1つ1つにおいて内容の大小に関わらず注意深く確認をしていくことの3点を改めて意識づけした。（教育委員会生涯学習部図書館） 所属する職員に対し，休憩に関する法律及び条例の条文を周知するとともに，勤務管理システムのマニュアルを再読させ，入力漏れ及び決裁ラインでの確認漏れの防止を図った。（教育委員会学校教育部教育施設課） 過払いとなった時間外勤務手当の返戻処理を速やかに進めるとともに，今後の再発防止に向け，勤務管理システムの使用及び各自の服務管理に対する意識向上を図った。また，時間外を申請する者及び決裁に関わる者全てにおいて週休日及び休日勤務の休憩時間について確認を徹底するよう注意喚起を行った。 【令和5年5月30日公表】 (総務部人事課) 各所属長に対して，所属職員に週休日及び休日に勤務を命じる場合は，法令に定められた休憩時間の確保に努めるよう通知を行った。（令和4年12月13日付け全庁掲示板「休日等の勤務における休憩時間の確保等について（通知）」） 令和2年度より，時間外勤務の時間数が多い部署については，その要因の整理，分析及び検証を実施しており，その結果のほか，各部署からの要望等を基に，危機管理部や企画部と連携しながら，職員定数や会計年度任用職員の配置等を行うなど，職場環境の整備が進むよう努めている。今後も引き続き，職場環境の整備に向けて取り組んでいく。 今回の指摘事項を踏まえ，週休日，休日勤務をシステムに入力する際，法令に規定されている休憩時間が未入力の場合は注意喚起のメッセージが表示されるよう，システムを改修した。	措置を講じた